

最高人民法院

『知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、
社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経
済の自主的協調的發展を促進する上での若干
の問題に関する意見』配布の通達

2011年12月16日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

法発〔2011〕18号

最高人民法院

『知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し
経済の自主的協調的発展を促進する上での若干の問題に関する意見』配布の通達

各省・自治区・直轄市高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院

ここに『最高人民法院による知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的発展を促進する上での若干の問題に関する意見』を配布する。裁判業務の実態に合わせて、真剣に徹底的に実行すること。実行中に問題が発生した場合、その都度当院に報告しなければならない。

二〇一一年十二月十六日

最高人民法院

知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見

第17期6中全会、中央経済工作会議の精神並びに「十二五」計画綱要での要求事項を踏み込んで徹底し、社会主義文化の大きな発展・繁栄の推進および経済成長方式の転換加速、経済の自主的協調的發展促進において知的財産権裁判の機能を十分に発揮させるために、関係する問題に対して以下のような意見を提示する。

一、思想を解放し、能動司法を目指し、司法による知的財産権を保障する責任感と使命感を確実に強化すること

1、認識を強化し、社会主義文化の大きな発展・繁栄の推進及び経済の自主的協調的發展の促進への積極性と主動性を確実に強化すること。第17期6中全会で採択された『中共中央による文化体制改革深化、社会主義文化の大きな発展・繁栄推進の若干の重大問題に関する決定』は、中国の特色をもつ社会主義文化の發展の道を確認し、社会主義文化強国建設の戦略的目標を確立し、新情勢下で文化の改革發展を推進する上での指導思想や目標・任務、重要方針、重要な取り組みを提示している。これは現時点そして今後の一時期におけるわが国の社会主義文化建設を指導する綱領的な文書である。国民経済と社会發展「十二五」計画綱要に、これからの五年間わが国の各種事業は科学的發展をテーマに掲げ、経済成長方式の転換加速を主軸にすること、並びに経済構造の戦略的調整を主な取り組み方向として堅持し、科学技術の進歩とイノベーションを重要な支柱とすることが明確に示された。中央経済工作会議では、実体經濟の發展という堅牢な基盤をしっかりと捉え、着実かつ勤勉に事業を興し、実業で財産を築くという社会的ムードの醸成に努めること、改革・イノベーションの加速という大きな原動力をしっかりと掴み、タイミングを適切にとらえて重点領域及び肝心な段階でのブレークスルーを実現し、独創的イノベーション能力の向上に力を注ぎ、統合的イノベーション能力及び導入・消化・吸収・再革新能力を常に強化すること、イノベーションによる始動を堅持し、知的財産権保護を強化すること、戦略的新興産業を育成・發展させ、重要な技術上のブレークスルーの推進及びコア競争力の強化に力を注ぐこと、文化産業の成長を加速し、文化事業の勢いある發展を推進することが求められた。文化の發展、科学技術の進歩と知識の刷新は、経済成長方式の転換、経済の自主的協調的發展を推進する根本的な原動力である。知的財産権保護は、文化の發展・繁栄及び経済の自主的協調的發展の促進と密切に関係している。各級法院及び知的財産権の担当裁判官は、情勢を十分に認識し、大局的な意識と責任意識を確実に高め、能動司法を堅持し、的確な結合点と注力点を見つけ出し、司法による知的財産権保護に当たっては、文化の發展及び科学技術進歩の奨励に更に力を注ぎ、文化イノベーションの推進及び新型文化業態の發展に更に力を注ぎ、知的財産権文化の發展と繁栄の推進に更に力を注ぐこと、知的財産権の実体經濟に対する促進と牽引リード機能の發揮に更に力を注ぎ、戦略的新興産業の育成・發展及び経済構造の戦略的調整の推進に更に力を注ぎ、わが国の総合国力と国際競争力の向上に更に力を注ぎ、社会主義文化の大きな發展・繁栄と経済の自主的協調的發展の推進に当たっての建設者及び保障者としての役割を十分果たすようにする。

2、意識を新たにし、社会主義文化の大きな發展・繁栄と経済の自主的協調的發展に奉仕する際の的確性と有効性を確実に向上させること。保護強化の意識を強める。保護の強化は現時点の司法による知的財産権保護における主な矛盾、基本的な位置づけ及び政策の方向であることを十分に認識し、国外・国内二つの大局を統合的に捉え、知的財産権の法律を適切かつ十分に運用し、各種の知的財産権の司法保護を強化し、権利維持のコストを適切に低下させ、制裁力を強める。カテゴリ・区分別の扱い及び適度な寛大さと厳格さという意識を強め、司法による知的財産権保護において各種知的財産権の性質や特徴への適応、及び各種知的財産権の異なる機能及び保護上のニーズへの適

合に注意を払い、司法による知的財産権保護でわが国が置かれた国外と国内の発展環境により適応させ、わが国の経済・社会・文化発展の新たな段階的特徴により一層合致させ、わが国の文化の発展及び科学技術革新への新たな要求により合致させる。利益均衡の意識を強め、利益均衡を司法による知的財産権保護の重要な基準点として、知的創造者や商業的使用者及び公衆の利益を全面的に重視し、創造の奨励、産業発展促進と基本的な文化的権益保障との関係をよく調整して、各利益関係者がともに利益を受け、バランスよく発展するようにする。初回裁判の正確性という意識を強め、第一審初回裁判の正確度向上を高度に重視して、当事者が早期に司法の公正さを受けられるようにして、服判・訴訟取り下げ率を高め、上訴率を低下させることによって、社会の調和・安定を促進する。

3、優位性を発揮し、司法による知的財産権保護の主導性をさらに高めること。司法による知的財産権保護の主導的効果の発揮という国家知的財産権戦略の構想・目標を引き続き踏み込んで実施し、この戦略的目標を徹底する決意と自覚を強め、徹底実施時の科学性と的確性を確実に保証すること。中国の特色をもつ社会主義法律体系形成後の新情勢と新要求に適応し、司法による知的財産権保護を更に重視し、知的財産権関連法律の実施徹底を確実に保証し、社会主義の法治理念を発揚する。知的財産権関連法律の適用の安定性と予測可能性を更に重視し、手続の保障及びプロセスの透明性を重視し、先行の典型判例の手本としての役割を重視し、利益の関係者には安定かつ期待できる予想を最大限に提供し、統一されない司法基準に伴う混乱を最大限に回避し、良好な法的環境、投資環境と市場環境を積極的に築く。長期的に効果のある保護体制を更に重視し、一貫した法執行及び持続的で長期的に効果のある保護体制の構築を重視し、一時の個別ケースのために長期にわたる法の執行を変更したり、損なうようなことを避ける。平等な保護を更に重視し、知的財産権関連法律の全体執行を重視し、地方保護を断固として抑制する。裁判の統率及び方向付け機能を更に重視し、裁判における社会主義コアバリュー体制の発揚を重視し、法的評価と道徳的評価を有機的に結合させるよう注意を払い、社会の主流となる価値観をリードし、公衆道徳の維持を司法的保護の重要な価値として追求し、全社会の知識尊重、イノベーション崇敬、誠実・法令順守という知的財産法治文化を高める。

二、文化に関わる知的財産権事件の裁判を強化し、文化イノベーション創出及び新型文化業態の育成を促進し、社会主義文化の大きな発展・繁栄を積極的に推進すること

4、文化に関わる知的財産権事件の裁判を高度に重視し、法に照らして文化に関わる知的財産権の保護を強化すること。わが国には著作権法、無形文化財法、コンピューターソフトウェア保護条例、情報インターネット伝達権保護条例等の法令や行政法規を骨子とした文化法律体系が整えられており、文化に関わる知的財産権事件の裁判は、すでに知的財産権裁判の重要な一部となっている。中央の公益文化事業の大きな発展、文化産業の発展加速についての政策・措置を真剣に徹底的に実施し、関係する司法解釈と司法政策を制定、整備し、文化に関わる裁判業務を高度に重視し、知的財産権裁判の文化構築に対する規範化・指導・促進・保障の機能を十分に発揮させ、全民族による文化創造の活力の継続的な発揚を奨励し、国民の社会・文化面の生活を豊かにして、基本的な文化的権益を保障し、文化産業の飛躍的な発展を推進し、わが国全体の文化的な実力と国際競争力を向上させる。文化産業に関わる新タイプの知的財産権保護を高度に重視し、文化産業の国民経済の柱となる産業への発展を積極的に推進する。とりわけ出版発行、映画・テレビ制作、広告、演芸、エンターテインメント、デザイン等産業分野での著作権保護を法に基づき強化し、伝統文化産業の発展と拡大を推進する。文化クリエーション、デジタル出版、携帯端末向けマルチメディア、アニメーション・ゲーム、ソフトウェア、データベースなどの戦略的新興文化産業における著作権保護を掘り下げて検討し、大幅に強化し、新型文化業態を育成し、文化産業の発展の新領域を拡大し、国民経済の新たな成長分野を育て、わが国全体の文化的実力と競争力を高める。電信網、テレビ放送網、インターネットの「三網融合」など情報技術の発展に伴う新問題に綿密な注意を払い、著作権益を

保護すると同時に、新興産業の発展促進に力を入れ、わが国の情報化レベルの向上を促進する。

5、文化創造者の権益の保護を強め、文化創造の源泉が十分湧き出てくるよう保障すること。作品のオリジナリティとオリジナリティの高さの関係を適切に扱う。作品の著作権に保護を与える基本的な基準の統一性を維持しながら、各種作品の特徴及び関連する保護適用分野の特殊なニーズを把握するよう注意を払い、オリジナリティの高さと釣り合いが取れた保護の強度とする。著作権法における著作権に関する総括的規定を適切に適用し、創作者の新たな権益を適時に保護する。個人作品、職務作品と法人作品との関係を適切に扱う。作者の権益の保護、創作意欲の奨励を最大限に行いながら、法人やその他組織の合法的な権益を法に照らして保護する。表現・アイデア二分法を適切に運用し、表現とアイデアとの区別の相対性に注意を払い、作品保護対象範囲を合理的に定める。伝達者の権益の保護を高度に重視し、出版者、実演者、レコード・ビデオ制作者、ラジオ放送局、テレビ放送局の合法的な権益を十分に保護し、作品の伝達や利用を促進する。バラエティショーやスポーツ番組等に係る権益への法的保護を積極的に模索し、関係各者間の合理的な利益均衡を図る。

6、インターネット環境下での著作権保護を強化し、著作権保護と情報インターネット産業発展促進及び情報伝達保障との関係を適切に扱うこと。法律や行政法規及び司法解釈におけるインターネット環境下での著作権保護に関する本質、特に権利者やインターネットサービスプロバイダーと公衆との利益均衡を的確に把握する。インターネット環境下での著作権保護を強化しながら、情報インターネット技術イノベーション及びビジネスモデルの発展促進に注意を払い、公衆の利益を確実に保証する。作品や実演、レコード・ビデオ制品提供行為とインターネットサービス提供行為との区別を正確に把握し、インターネットサービスプロバイダーの免責と帰責、「通知と削除」規則と過失の帰責、インターネットサービスプロバイダーによる権利侵害の過失と一般的な権利侵害の過失との相違等についての関係を適切に扱う。インターネットサービス提供行為が法定の免責条件に合致するインターネットサービスプロバイダーは権利侵害の損害賠償責任を負わない。法定の免責条件に完全には合致しなくても過失のないインターネットサービスプロバイダーは、権利侵害の損害賠償責任を負わない。情報インターネット環境の特徴や実態に基づいて、インターネットサービス提供行為の権利侵害過失を正確に認定する。明らかな権利侵害事実という過失基準に照らして過失を認定して、インターネットサービスプロバイダーが一般的な事前審査義務及び重い注意義務を負わないようにしながら、インターネットサービスプロバイダーが権利侵害の自発的に防止したり権利者と協力して権利侵害防止を図る積極性を適度に引き出す。「通知と削除」規則の基本的な価値を擁護する。明らかな権利侵害事実に基づいて、インターネットサービスプロバイダーが明らかに知っているか、又は知っているべき事情を認定した場合を除けば、インターネットサービスプロバイダーの侵害の損害賠償責任を追及するには、まず「通知と削除」規則の適用を前提とする。インターネットサービスプロバイダーの過失認定基準が低下し、「通知と削除」規則が名ばかりの存在となることを防ぎながら、インターネットサービスプロバイダーが第三者によるインターネットサービスを利用した権利侵害行為に消極的で怠慢になり、「通知と削除」規則を濫用することを防止する。

7、技術の中立と権利侵害行為認定との関係を適切に扱い、著作権の有効な保護と技術イノベーションや産業発展の促進との調和・統一を実現すること。道具・手段としての技術が持つ価値中立性及び多用途性を的確に把握しながら、技術に反映、表現されている技術提供者の行為と目的を十分に認識する。技術がもたらした侵害結果を無条件に技術提供者の責任にして、技術のイノベーションと発展を行き詰らせてはならないだけでなく、技術の中立を絶対化して、これを単なる侵害責任免除の不適切な言い訳にしてもならない。実質的で権利侵害ではない商業的用途を持った技術について、技術提供者が連帯して責任を負う条件を厳格に把握する。技術提供者が具体的な直接侵害行為の存在を知っていたはずだと推定してはならない。ほかに援助又は教唆行為があったという条件において初めて直接侵害人と連帯して責任を負うこととする。主に著作権の侵害に使用された以外、

ほかに実質的な商業用途を持たない技術については、技術提供者が具体的な直接侵害行為の存在を知っていたはずだと推定してもよく、直接侵害人と連帯して責任を負わなければならない。インターネット著作権や、「三網融合」等の新興産業での著作権事件の審理に当たっては、とりわけ技術中立の精神を的確に理解し、科学技術とビジネスのイノベーション創出の促進に資するとともに、技術中立を口実にした侵害行為を防ぐようにする。

8、著作権に関する制限および適用除外規定を適切に運用し、係争侵害行為の合法性を正確に判定し、ビジネス・技術イノベーションを促進し、人民の基本的な文化的權益を十分に保障すること。合理的な使用及び法定許諾行為を正しく認定し、作品の正当な使用と伝達を法に照らして保護する。技術イノベーション及び商業の発展促進に確かに必要な特別な事情の下で、作品使用行為の性質と目的、使用された作品の性質、使用した部分の数と質、使用行為が作品の潜在的市場或いは価値に与える影響などの要素を考慮する。当該使用行為に作品の通常の使用との抵触がなく、作者の正当な利益を不合理に損なってもいない場合、合理的な使用と認定してもよい。屋外の公共の場に設置又は陳列される芸術作品に対し模写、絵画、撮影又はビデオ撮影を行い、合理的な方法と範囲でその成果を再使用するものは、当該使用行為に商業目的を有するか否かを問わず、合理的な使用と認定してよい。

9、多様な法的手段を全般的に運用し、無形文化財の保護・伝承・開発利用を積極的に推進し、わが国の豊富な文化資源の強力な文化競争力への転換を促進すること。無形文化財は民族精神の凝集、民族文化の伝承、文化の多様性の維持、社会の調和と持続可能な開発を促進する上での重要な基盤かつ架け橋であり、文化イノベーションの重要な源泉である。伝承とイノベーション、保護と利用の両方を重視するという原則に基づいて、既存の法令と立法精神に従い、民間文学芸術・伝統知識・遺伝資源等の無形文化財を積極的に保護し、その発掘や整理、伝承、保護、開発と利用に当たり、各主体者の利益関係を公平かつ合理的に調整し、均衡を図る。尊重の原則を堅持すること。無形文化財の利用にはその形式と内容を尊重する。無形文化財を歪曲したり、貶めるような方法で使用してはならない。出所開示の原則を堅持する。無形文化財の利用に当たっては、適切な方法で情報の出所を説明する。無形文化財の利用者が可能な限り保管者や提供者、保有者又は関連の保護当局のインフォームド・コンセントをとり、かつ適切な方法で使用の利益を共有するなど、インフォームド・コンセントとベネフィット シェアリングを推奨する。著作権法、商標法、専利法、不正競争防止法など多様な手段を全般的に運用し、無形文化財の伝承と商業的開発利用を積極的に保護する。

10、著作権保護の手段を活用し、民間文学芸術作品を法によって保護すること。民間文学芸術作品の著作権の保護に当たっては、民族精神の凝集及び民族精神の故郷の維持の役割を果たすよう、民間文学芸術の伝承に資するとともに、イノベーション創出と利用によって、中華文化の影響力の高めることが必要である。民間文学芸術作品は、当該作品を生み出して伝承している特定民族又は地域集落が共同で著作権を有することができる。当該特定民族又は地域の関連政府部門が代表として保護権を行使する権利を有する。民間文学芸術作品の保存者と整理者に対し、適切な方法による署名の権利を尊重しなければならない。民間文学芸術の要素又は素材を利用して後続の創作を行うのに、許可を得たり、費用を支払ったりする必要はない。独創性のある作品を制作した場合、作者は法によって完全な著作権保護を受けることができるが、作品の素材の出所を説明する必要がある。民間文学芸術作品の不当な使用により、特定の民族又は地域集落の精神的な權益に損失を与えた場合、人民法院は不当使用者がそれに相当する民事責任を負うよう判定してもよい。

11、商標法、専利法等の法的手段を有効に利用して、無形文化財の商業価値を保護し、地方の特色ある自然や人的文化資源の優位性を実際の生産力へと転換するよう促進すること。無形文化財の名称や表示等の商標出願で、歪曲、貶め、ミスリードなどの無形文化財の不正使用行為となり、特定の民族又は地域集落の精神的な權益に損失を与えた場合、その他の好ましくない影響があるものと認定し、商標としての使用を禁止できる。既に使用されており、かつ好ましくない影響を与えた

場合、人民法院は事件の具体的ないささつに基づいて、使用者に使用差し止めや謝罪、影響の排除等の民事責任を負わせるなどの判決を下せる。無形文化財の名称や表示で地理的表示となる場合には、具体的な事情に応じて先行権利として保護を与えることができる。無形文化財の中の伝統知識及び遺伝資源で商業秘密となっている場合、その窃取、不法開示、使用などが禁止される。法令・法規に違反して遺伝資源を取得、又は使用し、当該遺伝資源に依存して発明・創造を行いかつ専利権を付与された専利権者が、他者の専利権侵害を訴えた場合、支持しなくてもよい。

三、科学技術成果権の保護力を強め、科学技術の進歩とイノベーション創出を推進し、自主的イノベーション創出力を高めること

12、法に基づいて専利・植物新品種・集積回路配置図設計等科学技術類知的財産権の保護を強化し、科学技術の進歩とイノベーション創出を積極的に推進すること。科学技術の進歩の新トレンド及び経済成長の新ニーズに応じて、わが国の創造的イノベーション能力の向上及び統合的イノベーション能力と導入・消化・吸収・再革新能力の強化を重要な目標に掲げ、専利法の立法精神を確実に徹底し、侵害判定を正しく行い、要となるコア技術や基盤・先端領域及び戦略的新興産業における知的財産権保護を強化し、技術のブレークスルーと技術イノベーションを推し進め、伝統産業の最適化とアップグレードを推進し、戦略的新興産業の育成と発展を加速し、先導的な柱産業の確立を加速し、企業と国のコア競争力を強化する。文化領域に関わる科学技術類知的財産権の保護力を強化し、科学技術イノベーションの文化発展への原動力としての機能を発揮させ、文化産業の技術設備のレベルアップを推進し、文化産業のコア競争力を高め、中華文化の世界への進出を推進する。

13、専利権保護の適度な寛大さと厳格さという司法政策を正確に理解し、自主的イノベーション能力の向上に力を入れること。専利権の具体的な保護の範囲と強さを確定する際、異なる技術分野の専利権の特徴及びイノベーションの実態を適切に考慮し、技術分野別のイノベーション創出ニーズ、イノベーションの特徴と発展の実態に適合させる。専利・実用新案の権利範囲に関する折衷解釈の原則を堅持して、専利権の保護範囲を的確に定める。専利の発明目的の専利権保護範囲に対する限定的な役割を重視して、専利が克服しようとしている従来技術の欠陥や不足点を持っている技術案を保護範囲に取り入れるべきではない。革新度が高く、研究開発への投資が大きく、経済成長にとってブレークスルーと牽引の役割を持つ創始発明に対しては、相対的に高い保護強度及び比較的広い均等の保護範囲を与える。革新度が相対的に低い改良発明には、均等の保護範囲を適度に制限する。

14、専利権侵害判定方法を正しく運用し、専利権侵害行為に対する抑制力を強化すること。専利・実用新案権侵害判定における全技術的特徴の対比、禁反言、寄付などの判断ルールを的確に把握し、均等侵害の適用条件の完備を引き続き模索する。均等侵害は、手段や機能、効果がほぼ同じであり、かつその分野に属する普通の技術者に明らかにわかることを必要条件とすることで、均等侵害の単純かつ機械的な適用又は適用範囲の不適当な拡張を防ぐ必要がある。従来技術による抗弁の規則は、均等侵害及び文言侵害のいずれにおいても適用できる。意匠権侵害判定におけるデザイン特徴の全体の観察、全体の視覚効果の総合判断という判定方法を正確に把握し、意匠製品の一般消費者を判断主体として、意匠の見分けられるデザイン上の特徴を中核に、製品の意匠全体の視覚効果の同一性又は類似性を侵害成立判断の根本的な基準とする。従来技術・設計による抗弁を正しく適用する。提訴された侵害者が、引例文献に記載してある従来技術案或いは従来デザインと公知の常識又は常用設計との自明な組合せによって、従来技術又は従来設計による抗弁を行う場合、これを支持しなければならない。提訴された侵害者が、抵触出願の中の技術案又は意匠の実施で専利権侵害を構成しないことを主張する場合、従来技術又は従来設計による抗弁の審査判断基準を参照して判断してもよい。

15、製品製造の方法専利権侵害事件を適切に審理し、法に基づき方法専利権を保護する。方法専利権利者の権利維持が実際に困難であることを適切に考慮すると同時に、商業秘密を保護する提訴

された侵害者の合法的権益も併せて配慮する。法に照らして新製品の製造方法専利の挙証責任転換規則を適用する。専利の方法を使用して得られる製品及び当該製品を製造する技術案が、専利出願日以前まで一般に知られていない場合、同等製品を製造して提訴された侵害者は、その製品の製造方法が専利方法と異なることについての挙証責任を負う。専利方法を使用して得られた製品が新製品に該当せず、専利権者が提訴された侵害者による同様の製品の製造は証明できたが、合理的な努力をもってしても提訴された侵害者が確かに当該専利方法を使用していることまでは証明できない場合、事件の具体的な状況を元に、既知の事実並びに日常生活の経験と結びつけて、当該同様の製品が専利方法で製造された可能性が大きいと認定できる件については、民事訴訟証拠の司法解釈の関連規定により、専利権者への更なる証拠の提供は要求せず、提訴された侵害者にその製造方法が専利方法と違うという証拠の提供を求める。方法専利権侵害の挙証が困難である実態を受け、法に照らして証拠保全措置を講じて、方法専利権利者の挙証負担を適度に軽減する。出願された側の利益を保護し、当事者の証拠保全制度の濫用による他者の商業秘密不法取得を防ぐ。提訴された侵害者が提供したその製造方法が専利方法と違うことの証拠に商業秘密が絡む場合は、審査判断に当たって保護対策を講じるよう注意を払う。

16、専利権保護と権利濫用防止との関係を適切に扱い、法に照らして専利権の濫用及び予備的差し止め命令制度の濫用を規制すること。法により専利権を保護し、当事者の訴権を保障すると同時に、専利権者が法律の目的に明らかに反して権利を行使したり、競争相手に不当に損失を与えたりするような公正競争の妨害及び市場秩序のかく乱を防ぐよう注意を払う。専利権が従来技術又は従来設計に該当することを明らかに知りながら、正当な実施者及びその取引先に悪意の侵害警告を濫発したり、訴権を濫用して権利侵害となる場合は、事情に応じて被害者の損害賠償請求を支持してもよい。法的条件を適切かつ厳格に理解し、手続的保障を強化し、法に照らして慎重に訴訟前の専利権侵害行為差止め措置を講じる。事実が比較的明白であること、侵害判定が容易であることを訴訟前の侵害行為差止め措置の前提条件とすることを堅持する。複雑な技術的な比較をした上ではじめて侵害の可能性が判定できるような行為には、訴訟前の侵害行為差止め措置命令を下すのは妥当ではない。許容される条件の範囲で、なるべく出願人と出願された側からの意見聴取という方式で侵害の可能性についての的確に判断する。係争専利権の無効を宣告する旨の無効申立審査決定が既に行われた場合、通常は訴訟前の専利権侵害行為差止め措置の裁定をしてはならない。

17、植物新品種の育成者権保護を強化し、農業科学技術イノベーションを推進し、農業成長方式の転換加速を促進すること。自主的知的財産権を有する重要な農業科学技術成果および植物新品種への保護力を強化し、自主的イノベーション能力の向上を促進し、農業科学技術の進歩を推進し、農業総合生産力・リスク抵抗力・市場競争力を高める。法に照らして育成者権者の利益を厳格に保障し、品種育成及びイノベーション成果の転化を大きく促進し、現代農業を発展させる。植物新品種侵害行為に対する取締りを強化する。商業目的での生産、販売又は品種登録を受けている品種の繁殖材料の反復使用などの権利侵害行為について、法に照らして適時に阻止する。他者の品種登録を受けている品種の模倣行為についても、植物新品種育成者権侵害紛争として扱う。育成者権者からの証拠保全申立を法に照らして審査し、証拠保全措置を積極的に講じることにより、育成者権者が適時に司法救済を得られるよう保障する。提訴された侵害繁殖材料への証拠保全措置においては、できる限り該当する技術規程を順守して、サンプリングの客観性と代表性を保証すべきであるが、サンプリングに協力する専門技術者を招いていないことを理由に、証拠保全の効力を容易に否定してはならない。農民の合法的な権益を法に照らして保護し、農業・農村の安定を維持するよう注意を払う。品種の生産者・管理者としての品種育成大手と栽培を営む一般個人や農地請負経営者とを正確に区分けする。品種登録を受けている品種の繁殖材料を自ら繁殖させて使用する栽培を営む一般個人や農地請負経営者の侵害責任を法に照らして免除するとともに、実質的な品種生産者と管理者である品種育成大手が法による制裁を免れないようにする。

四、商標権保護を強化し、有名ブランドを育成、維持し、社会主義市場経済の競合性・革新性・寛容性のある成長を積極的に促進すること

18、法に照らして商標権保護を強化すること。商標権の保護に当たって、正当な競争の奨励に有利で、商業標章同士の境界線の区分に役立つ、他者の有名商業標章の悪質な抜け駆け出願及び「ブランドカタリ」行為の抑制に有利であり、有名ブランドの確立と発展にとって調和のとれた緩やかな法的環境の提供に資するものとして、有名ブランドの育成及び企業の総合競争力向上に助力し、わが国の製造大国からブランド強国への転換加速を推進する。商標の知名度、顕著度等に応じて商標近似や商品類似、先行使用されてかつ一定の影響を及ぼす商標、欺瞞的な手段又はその他不正な手段による商標登録などの裁量的法律基準を適正に運用し、商標出願人又は登録者に本来の使用意図があるかどうかを適切に把握し、さらに商標使用プロセス中の「ブランドカタリ」行為と結び付けて意図的な悪意を認定するなどして、商標法の関連規定を適切かつ十分に運用し、悪質な抜け駆け出願や「ブランドカタリ」などの不正行為への抑制力を強化して、商標権保護の法的な方向づけを十分に表現する。

19、商標近似と商標の構成要素近似との関係を適切に扱い、商標近似認定の法律尺度を的確に把握すること。類似商標を構成するか否かを認定する際は、事件の具体的な状況に基づく。通常の場合、商標の構成要素が全体として近似するものは、類似商標と認定してよい。商標の構成要素が全体としては近似しないが、権利主張商標の知名度が提訴された侵害商標より遥かに高い場合には、主要部を比較して近似しているかどうかを決定する。商業標章同士の境界線の最大限の区分と特別な事情における構成要素近似商標同士の適度な共存の許容との関係を適切に扱う。関連商標も高い知名度を持ってたり、或いは関連商標の共存が特殊な条件でなされた場合、商標近似の認定に当たっては、さらに二者の実際の使用状況や使用の履歴、関係する大衆の認識の状態、使用者の主観的状态などの要素により総合的に判定する。すでに客観的に形成された市場構成を尊重するように注意を払い、商標の構成要素の近似を商標近似と容易に同一視することを防ぎ、事業者同士の寛容な発展を実現する。

20、商標を使用する商品同士の関連性を十分考慮し、商品類似の認定基準を的確に把握すること。商品類似の認定に当たっては、類似商品区分表を参考にしてもよいが、市場の実状を尊重することがより大事である。関係する大衆の一般認識を基準にして、商品の機能や用途、生産部門、販売ルート、消費対象者などの要素と結び付けて、商標法上の商品類似を正しく認定する。権利主張対象商標が実際に使用されておりかつ一定の知名度を持っている場合の商品類似の認定には、商品同士の関連性を十分考慮する。関係する大衆が、商品に対する通常の認識及び一般的な取引感覚を基に、特定の関連性があると認める商品は、事情に応じて類似商品の範囲に取り入れてもよい。

21、著名商標の認定と保護を規範化し、著名商標の保護を適切に強化すること。著名商標を保護する目的は、高い知名度を持っている商標の保護範囲及び保護強度を適度に拡張することであり、荣誉称号の選出や授与ではない。当事者が著名商標の保護を主張しており、かつ保護条件に合致した確かに必要のあるものには、法に照らしてこれを認定、保護する。一般大衆に広く知られている著名商標については、著名であるという周知の事実と結び付けて、商標権者による商標が著名であるという状況についての挙証責任を軽減する。著名商標の認定に当たって、同等で画一的な知名度を持つことは求められないが、著名商標の顕著性及び知名度に相応しい保護範囲と強度が必要である。顕著性がより強く、知名度がより高い著名商標には、より広い複数区分にまたがる保護範囲とより強い保護を与える。司法解釈の規定を厳粛に実施し、著名商標の保護範囲を的確に把握し、著名商標の事実認定に対する厳しいチェックを強化し、裁判前審査制を堅持して、当事者が虚偽を弄して、著名商標の認定を騙し取るために虚偽訴訟を起こすことを防ぐ。

22、商標権侵害抗弁を適切に認定し、正当な事業者の合法的な権益を維持すること。商標権侵害行為は、商標的標章として同一又は近似する商標使用を条件とする。製品又はサービスの特徴を記述

したり、或いは説明する目的から善意により合理的に同一又は近似する標章の使用を提訴された侵害者は、法に照らして正当な使用と認定してよい。商標権者の登録商標が他者の中国で登録されていない著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであったり、被代理人又は被代表者の商標を抜け駆け出願したり、若しくは不正な手段により他者の既に使用されておりかつ一定の影響をもつ商標を抜け駆け出願していたものについては、侵害で提訴された先行商標使用者がこれらの理由で抗弁する場合、これを支持しなければならない。

23、実体と手続きとの関係を適切に扱い、商標授權使用権確認をめぐる係争の実質的な解決に力を入れること。手続きは独立した法的価値を持つとともに、実体問題の解決及び実体面での公正実現をその方向と究極の目標にしなければならない。実体面での公正は手続きを実行する目標と方向であり、手続き上の公正によって支持、保障されている。手続き上の公正を高度に重視し、手続き上の公正を無視して実体面での公正を一面的に追及しないようにするだけでなく、実体面での公正を帰着するところとし、機械的な司法になるのを防ぐ。当事者は手続き上の権利行使の瑕疵によって、重要な実体面の権益が影響される恐れがある。甚だしい場合、救済の機会の喪失を招く恐れがあり、その上他に救済ルートがない者については、事件の具体的な状況に応じて挽回の機会を与えてもよい。商標授權使用権確認をめぐる係争の実質的な解決を重視し、必要のない手続きの繰り返し、実体問題の放置や問題回避のないようにする。商標を登録すべきか否か、取り消すべきか否かなどに関して、実体面で判断できる場合は、裁判理由において明確な判断を下し、提訴された行政機関が再決定するための明確な手引きとしてもよい。

五、法に基づき競争秩序を規範化し、自由・公平、誠実・法令順守の競争文化を育成し、公平で秩序があり活力に溢れた市場環境を創り上げること

24、不正競争事件裁判を強化し、市場の公正競争を維持すること。知的財産権専門法と不当競争防止法との関係を適切に扱う。イノベーション創出を奨励すると同時に、公正競争を奨励する。不当競争防止法の補足的な保護の役割は知的財産権専門法の立法政策に抵触してはならない。知的財産権専門法において徹底した規則化がなされている領域では、原則として不当競争防止法による付加的な保護を与えず、自由利用と自由競争を許容するが、知的財産権専門法の立法政策と両立している範囲においては、不当競争抑止の観点から保護を与えてもよい。不当競争防止法の原則規定と特別規定との関係を適切に扱う。原則規定の柔軟性と順応性を十分に利用し、巧妙化する手口で後を絶たない各種不当競争行為を有効に抑止しながら、原則規定適用の任意性を防ぎ、市場の自由・公正競争の阻害を避ける。不当競争防止法の原則規定の適用条件を厳格に把握する。一般に不当競争防止法特別規定において明文で規定した禁止行為に該当する領域では、特別規定に従い同種の不当競争行為を規制できるだけであるが、原則的には、原則規定を適用して適用範囲を拡張すべきではない。不当競争防止法において特別規定を制定して禁止すると定めていない行為で、ほかの事業者の合法的な権益に損失をもたらし、誠実信用の原則及び誰もが認める商業道徳に確かに反し、不当性を有しており、これを抑止しないと公正競争の秩序を維持できない場合は、原則規定を適用して規制してもよい。誠実信用原則及び皆が認める商業道徳の評定基準を正確に把握する。特定の商業分野で一般に認められ、受け入れられている経済人の倫理基準を尺度とし、誠実信用の原則及び皆が認める商業道徳を個人道徳又は社会の公共道徳と容易に同一視しないようにする。

25、法に基づいて商業秘密の保護を強化し、商業秘密侵害行為を有効に抑止して、企業のイノベーション創出と投資にとって安全かつ信頼できる法的環境を創ること。事件の具体的な状況に応じて、秘密性と不当手段の立証基準を合理的に把握し、商業秘密権利者の権利維持上の困難さを適度に軽減する。権利者が秘密性を証明する優位性の証拠を提供するか、又はその主張している商業秘密情報と共有領域の情報との相違点に関する十分合理的な解釈又は説明を成した場合は、秘密性の成立を認めてもよい。商業秘密権利者が、提訴された当事者の情報とその商業秘密と同一又は実質的に同一で、かつ提訴された当事者が当該商業秘密に接触したり或いは不法に入手する条件を備え

ていることを証拠の提出により証明し、事件の具体的な状況又は既知の事実や日常生活の経験によって、提訴された当事者が不当手段を取った可能性が大きいと認められた場合は、提訴された当事者が不当な手段により商業秘密を入手したという事実の成立を推定してよいが、提訴された当事者が合法的な手段によって当該情報を入手したことを証明できた場合は除く。法定条件に合致する商業秘密情報を根拠にして商業秘密の保護範囲を的確に定める。それぞれ単独の商業秘密情報単位はすべて独立した保護対象となる。商業秘密事件の審理と証言の尋問方法を完備させる。商業秘密に係る証拠については、代理人だけに対する開示、段階別な開示、秘密保持承諾誓約締結などの措置を講じて商業秘密の知られる範囲と伝達ルートを限定して、審理プロセスでの二次漏えいを防ぐ。商業秘密侵害民事訴訟手続きと刑事訴訟手続きとの関係を適切に扱う。二種類の手続きの関連性に注意を払うだけでなく、相互独立性にも注意を払う。法に照らして商業秘密を保護すると同時に、事業者が悪意で刑事訴訟手続きを開始して競合相手を妨害、抑制することを防止する。

26、商業秘密保護と職業選択の自由、秘密に係る者の競業避止と人材の合理的な流動との関係を適切に扱い、正当な就業や起業など労働者の合法的な権益を維持し、法に照らして労働力の合理的な流動を促進すること。従業員が業務遂行中に身に付けたり、積み上げた知識や経験、技能は、雇用者側の商業秘密に該当するものを除き、その人格の構成部分をつくり上げるものであり、離職後の従業員はこれを自分の意思で利用する自由がある。競業避止義務に違反しておらず、商業秘密も侵害していない前提で、労働者が元の雇用先で習得した知識、経験、技能を利用して元の雇用先と競合関係にある別の雇用先に勤務しているものに対して、不当競争防止法の原則規定により不当競争の構成を容易に認めるべきではない。商業秘密の保護と競業避止協定との関係を適切に扱う。競業避止協定は、保護すべき商業秘密が存在していることが前提となるが、両者には異なる法的根拠及び行為の表現がある。競業避止義務の違反は商業秘密侵害に等しくないし、競業避止期間も秘密保持期間に等しくない。原告が商業秘密侵害を理由に提起する侵害訴訟は、既に存在している競業避止協定の制限を受けない。

27、独占事件の審理作業に力を入れ、独占行為を適時かつ有効に抑止し、市場の活力を強めて、市場構造の完備と市場経済健全な発展を促進すること。独占禁止法の効果型推理を強化し、各種関連因素を全面的に考慮し、嫌疑がかかる独占行為の反競争及び競争促進の効果を総合的に評価し、法に照らして独占行為の認定を行う。経済学専門家や専門機構の機能を発揮させるよう注意を払い、経済分析法導入のルートと方法を模索する。異なる独占行為のタイプに応じて、独占民事紛争事件の当事者の立証責任を合理的に配分する。明らかに重大な競争排除・制限効果のある独占協定については、被害者に当該協定が持つ競争排除・制限の効果を挙証して証明することを求めなくてもよい。公共企業及びその他の独占経営資格を持っている事業者が市場の支配的地位を濫用した場合には、事件の具体的な状況により被害者の挙証責任を適度に軽減してもよい。

六、知的財産権訴訟制度の構築を強化し、裁判体制及び作業体制を整備すること

28、知的財産権事件の特徴や法則を深く理解し、知的財産権事件の特徴に適した紛争解決の仕組みを確立、整備すること。「調停の優先、調停と裁判との融合」という作業原則を正確に把握する。知的財産権事件の高度の専門技術性という特徴に基づき、積極的に当事者をリードして、委託調停、専門家による調停、業界での調停等の方法を選定させ紛争を解決する。法に照らした自由意志による調停の原則を堅持し、当事者の意志に反して無理やり調停を行ったり、引き伸ばしにより調停を促すなどをしてはならない。当事者又は関連業界の是非判明への期待が高いもの、又は規則の明確化への要求が強いもの、又は判決の受け入れられる程度が高そうな事件については、なるべく判決により紛争を解決して、司法裁判の指導と方向付け機能を十分に発揮させる。紛争解決において科学技術専門家の能力を発揮させ、知的財産権事件における専門分野の技術課題の解決体制を完備させる。

29、知的財産権裁判の体制・仕組みを引き続き整備して、司法による知的財産権保護の総合的な

効果・機能を十分に発揮させること。国家知的財産権戦略の要求事項に基づき、知的財産権法廷での知的財産権民事・行政・刑事事件の集中審理の試験的作業を積極的に推進し、知的財産権民事・行政・刑事裁判調整体制を確立し、司法効率を高め、司法基準を統一して、全体としての保護の効果・機能の発揮、資源の最適化、科学的な運用、効率的な権威性ある知的財産権裁判体系の構築に努める。公安機関や検察機関及び知的財産権行政法執行機関との協力を強化し、保護に力を合わせてゆく。知的財産権事件の管轄配置の最適化を図り、一般知的財産権事件を管轄する下部法院を適度に増やし、中・下部法院で作業上の必要に応じて他地域間の区割集中管轄を行い、裁判資源の合理的な配分を奨励する。

30、法治統一を維持し、市場の統一開放を促進すること。事件管轄制度を完備させ、監督・規制を強化し、上級管轄や他地域指定管轄などの措置を適切に講じることにより、地方保護・部門保護などの事態を有効に抑制して、事件の公正な審理を保証する。上級管轄や他地域指定管轄などが決まった場合、元の管轄法院は適切に対応し、迅速に事件を移送する。裁判監視を適切に強化し、第二審と再審の是正機能を発揮させ、裁判実績評価指標への懸念による誤った裁判への妥協を防ぐ。再審命令事件について、関係する再審法院は再審命令を正確に理解し、本腰を入れて対応し、法に照らして誤りを是正する。再審命令を無視して、再審を遅らせたり、正当な理由なくして再審命令を実行しない場合、規律を厳格にする。情状が深刻な場合は通達をもって批判する。作業体制を一層整備して、知的財産権関連事件の調整・指導力を適切に強化することによって、裁判基準の統一を維持する。

テーマワード：知的財産権 文化発展 経済成長 意見 通達

送付先：中央政法委員会、中央弁公庁、中央紀委弁公庁、中組部、中宣部

全国人大法律委員会、内務司法委員会、全国人大常委会弁公庁、法工委

国務院弁公庁、中央軍委弁公庁、全国政協弁公庁、解放軍総政治部

最高人民検察院

公安部、安全部、司法部、監察部、国家發展改革委、財政部、国務院法制弁

全国総工会、全国婦連、団中央、中国法学会

新華社、人民日報、法制日報

(計 400 通印刷)

最高人民法院弁公庁秘書一処

2011 年 12 月 19 配布